

狛江市市民協働事業提案制度

(令和5年度募集要領)

◇市民協働事業提案制度とは

地域には、自然・環境、都市基盤、子育て・福祉・健康づくり、教育・文化等、様々な分野にわたって公共的な課題があります。

市民協働事業提案制度は、そうした地域にたくさんある悩みごとを解決するために、市民活動団体の持つ力と行政の持つ力をともに活用し、効果的に課題解決へ取組むことができる制度です。

市HPはこちらから



◇制度のメリット

市民活動団体にとってのメリット

- 行政が持つ情報や知識を活用して事業を実施することができるため、それらを団体の活動内容に活かしていくことができます。
- 行政と協働で事業を実施することで、団体の信用度を高めることができます。
- 団体として新たな展開やステップアップが図られ、その足がかりとすることができます。

行政にとってのメリット

- 市民活動団体と一緒に事業に取組むことで、団体が持つ専門知識やノウハウを知ることができ、意識醸成に繋がります。
- 行政が気付かなかった公共課題を知ることができ、多様化する市民ニーズに対応していくことができます。

両方にとてのメリット

- 事業の企画や運営、広報活動、会場・資金の確保などをお互いの得意分野で役割分担することができ、より効果的な事業の実施が期待できます。

募集期間：令和5年5月1日（月）～6月23日（金）

※提案を希望される方は、必ず事前相談を行ってください。（要事前予約）

提出・問合せ先

狛江市企画財政部政策室市民協働推進担当

TEL:03-3430-1164 メールアドレス : kyodot@city.komae.lg.jp

狛江市市民活動支援センターこまえくぼ1234 ※事前相談の予約もこちらまで

TEL 03-5761-5556 メールアドレス : info@vc.komae.org

[注意！]市民協働事業提案制度は、市が補助金を出す制度ではありません。行政とともに課題解決に取組む制度です。

目次

◇市民協働事業提案制度とは.....	1
◇制度のメリット.....	1
◇募集する提案.....	2
◇提案制度の要件.....	3
◇市民提案型.....	4
<提案から事業実施までの流れ>	4
<令和5年度のスケジュール>	5
<申請に必要な書類>	5
◇行政提案型.....	6
<提案から事業実施までの流れ>	6
<令和5年度のスケジュール>	7
<申請に必要な書類>	7
<令和5年度募集テーマの事業概要>	8
◇審査の方法.....	10
◇審査のポイント.....	10
◇提案のポイント「市民協働の意味を念頭に置く」.....	11
◇経費の考え方.....	12
◇市総合基本計画施策一覧.....	13
◇過去の採択事業.....	14
◇申請書等の記入例.....	16
◇狛江市市民活動支援センターの活用.....	22

※申請書類は市HPからダウンロードできます

ホーム > 市政情報 > 参加と協働のひろば > 市民参加と市民協働に関する提案制度

> 市民協働事業提案制度とは

狛江市 提案制度

検索



◇募集する提案

1) 市民提案型

市民活動団体の活動内容を十分に活かせる分野にて、団体自身が自由にテーマを設定し、行政と協働で実施することで、団体のステップアップ等に繋げるための事業提案

2) 行政提案型 ※令和5年度の募集テーマの詳細については、P 8～P 9を御確認ください。

狛江市の各担当部署にて抱える行政課題に基づいて、狛江市がテーマを提示し、市民活動団体と協働で取り組むことで、より効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業提案

◇提案制度の要件

◆提案できる団体

『泊江市市民活動支援センターこまえくば 1234』に登録のある団体

※登録方法の詳細はこまえくば 1234 にお問い合わせください。既に登録済の場合、新たな登録は不要です。

(団体登録の主な要件)

1. 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害さないこと。
2. 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。
3. 特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしないこと。
4. 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと。
5. 支援センターの設置の目的に反した利用をしないこと。
6. 団体の構成員が3人以上で、泊江市内を中心に活動を行い、又は行おうとしていること。
(団体のみ)
7. 団体の組織及び活動のため代表者を置き、成人している者の監督下にあること。(団体のみ)

◆対象事業

提案団体と市が行う協働実施が、次の条件を満たすもの

(協働事業の主な要件)

- ・ 泊江市内で行われる事業
- ・ **令和 6 年度**に実施可能な事業
- ・ 地域社会の発展または地域の課題や社会課題の解決が期待できる事業
- ・ 協働で実施することで、より大きな効果が期待できる事業
- ・ 協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業
- ・ 単年度で完了する事業（3年間を限度に継続実施の提案可能）

※対象外の事業

- ・ 営利を主たる目的とするもの
- ・ 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・ 公序良俗に反するもの 等

◇市民提案型

<提案から事業実施までの流れ>

① こまえくぼ 1234 への登録 (登録先：こまえくぼ 1234)

事前に市民活動団体としてこまえくぼ 1234 に登録が必要です。



② 事前相談【4月～5月】(相談先：政策室・こまえくぼ 1234)

★市民協働事業実施計画書（検討内容を記入したもの）が必要

企画・検討している事業のイメージを把握するため、申請前に、こまえくぼ 1234 との相談が必要です。



③ 提案事業の申請【6月】(申請先：政策室・こまえくぼ 1234)

令和5年6月23日（金）必着で、申請書類を政策室へ提出



④ 市の担当部署を決定【7月】

提案された事業の内容等に応じて事業担当部署を決定し、提案団体および事業担当部署に通知します。



⑤ 市の担当部署へ質問【7月】(提出先：担当部署)

担当部署決定の翌日から 14 日以内に、担当部署に対して質問書により質問ができます。



⑥ 公開プレゼンテーション、審査【7月】

提案した事業について、7月22日（土）にプレゼンテーションを行っていただきます。審査は、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が担当します。審議会は協働事業としての実施が望ましいか否かを判断し、市に答申します。



⑦ 提案事業に対する結果通知【9月】

市は、審議会の答申を受け、提案された事業を協働事業として実施するか否かを決定し、9月中に提案団体へ通知します。

※結果は市ホームページでも公表します。

相談時には、市民協働事業実施計画書を基に気になる点等ぜひこの場で相談してください。
※未記入の箇所があっても構いません。

ぜひ質問してください！
事業実施は担当部署と行うことになりますので、お互いの考えを知ることも大事です。

審査のポイント（P12）を参考に、申請からプレゼンテーションまでの流れを練ってみてください。

⑧ 協議【9月～】(協議先：担当部署)

事業実施が決定した場合は、次年度の事業実施に向けて、提案団体



と担当部署で事業内容の協議、調整を行います。

※担当部署は、事業に係る予算を次年度予算に計上します。



協定書には「協働の原則」「相互の役割分担」「情報の共有体制」等、事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を盛り込みます。

⑨ 協定締結、予算確定【3月】(手続き先：担当部署)

協議後、提案団体と担当部署で協定を締結します。予算は市議会の議決により令和6年3月頃に確定します。



⑩ 令和6年度中に提案事業を実施します。



報告書には協働事業の成果や実施した感想などを盛り込んでください。

⑪ 報告書作成

事業終了後8週間以内に事業報告書を作成します。報告書は、市ホームページで公表するとともに、市の担当部署で閲覧できるようにします。

<令和5年度のスケジュール>

・募集期間	: 5月1日（月）～6月23日（金）
・担当部署の決定	: 7月上旬予定
・プレゼン、審査	: 7月22日（土）※審査結果は後日（9月中）文書で通知
・協議、調整、予算積算	: 9月以降
・提案事業の予算確定	: 令和6年3月頃
・事業実施	: 令和6年度から（事業実施前に市と協定を締結します。）

<申請に必要な書類>

- 様式第1号 市民提案型市民協働事業実施計画書
※「市総合基本計画該当施策」については、P13に記載のものを確認のうえ、該当する施策番号及び施策名を記入してください。
- 様式第2号 市民提案型市民協働事業提案書

- 様式第3号 市民提案型市民協働事業収支計画書

- 添付書類
 - ・定款または会則等
 - ・前年度の活動実績がある場合は、前年度事業報告書および収支決算書
 - ・役員名簿
 - ・その他参考となるもの

※提案書類は個人情報を除き、プレゼンテーションの際に来場者へ配布いたします。

申請書類は、担当部署が提案事業によってどのような取組みが行われるかを知る上で、重要な書類となります。
団体のこれまでの活動内容や提案内容の構想がわかるよう、できる限りデータ資料や写真などを提示してください。

◇行政提案型

<提案から事業実施までの流れ>

- ① こまえくぼ 1234への登録 (登録先: こまえくぼ 1234)
事前に市民活動団体としてこまえくぼ 1234に登録が必要です。



- ② 募集テーマの公表【5月】 ★P8～P9に掲載
令和5年5月上旬に、今年度の募集テーマを市広報等で公表します。



- ③ 市の担当部署へ質問【5月】 (提出先: 担当部署)
募集テーマを公表した日の翌日から、担当部署に対して質問書により質問できます。



- ④ 事前相談・調整【5月～6月】 (相談先: こまえくぼ 1234)
★市民協働事業実施計画書（検討内容を記入したもの）が必要
企画・検討している事業のイメージを把握するため、申請前に、こまえくぼ 1234との相談が必要です。
相談後、担当部署との調整を行っていただきます。

相談時には、市民協働事業実施計画書を基に気になる点等ぜひこの場で相談してください。
※未記入の箇所があつても構いません。



- ⑤ 提案事業の申請【6月】 (申請先: 政策室・こまえくぼ 1234)
6月23日（金）必着で、申請書類を政策室へ提出

審査のポイント（P10）を参考に、申請からプレゼンテーションまでの流れを練ってみてください。



- ⑥ 公開プレゼンテーション、審査【7月】
提案した事業について、7月22日（土）にプレゼンテーションを行っていただきます。審査は、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が担当します。審議会は協働事業としての実施が望ましいか否かを判断し、市に答申します。



- ⑦ 提案事業に対する結果通知【9月】
市は、審議会の答申を受け、提案された事業を協働事業として実施するか否かを決定し、9月中旬に提案団体へ通知します。
※結果は市ホームページでも公表します。



- ⑧ 協議【9月～】 (協議先: 担当部署)
事業実施が決定した場合は、次年度の事業実施に向けて、提案団体

と担当部署で事業内容の協議、調整を行います。

※担当部署は、事業に係る予算を次年度予算に計上します。



協定書には「協働の原則」「相互の役割分担」「情報の共有体制」等、事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を盛り込みます。

⑨ 協定締結、予算確定【3月】(手続き先：担当部署)

協議後、提案団体と担当部署で協定を締結します。予算は市議会の議決により令和6年3月頃に確定します。



⑩ 令和6年度から提案事業を実施します。



⑪ 報告書作成

事業終了後8週間以内に事業報告書を作成します。報告書は、市ホームページで公表するとともに、市の担当部署で閲覧できるようにします。

報告書には協働事業の成果や実施した感想などを盛り込んでください。

<令和5年度のスケジュール>

・募集期間	： 5月1日（月）～6月23日（金）
・プレゼン、審査	： 7月22日（土）※審査結果は後日（9月中）文書で通知
・協議、調整、予算積算	： 9月以降
・提案事業の予算確定	： 令和6年3月頃
・事業実施	： 令和6年度から（事業実施前に市と協定を締結します。）

<申請に必要な書類>

様式第2号 行政提案型市民協働事業実施計画書

様式第3号 行政提案型市民協働事業提案書

様式第4号 行政提案型市民協働事業収支計画書

添付書類 定款または会則等

・前年度の活動実績がある場合は、前年度事業報告書および収支決算書

・役員名簿

・その他参考となるもの

申請書類は、担当部署が提案事業にとってどのような取組みが行われるかを知る上で、重要な書類となります。

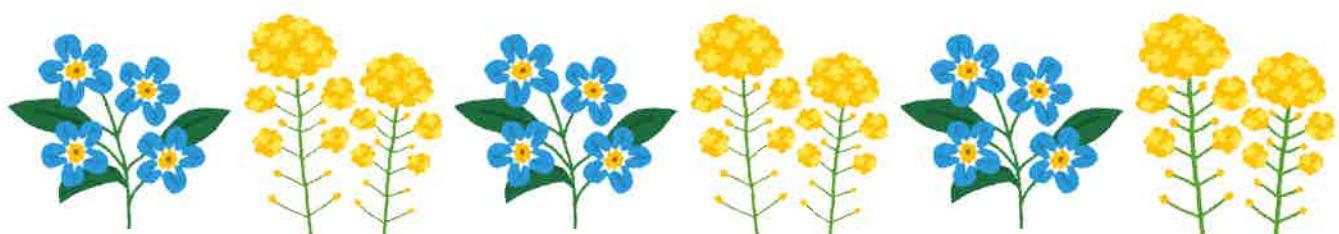
団体のこれまでの活動内容や提案内容の構想がわかるよう、できる限りデータ資料や写真などを提示してください。

※提案書類は個人情報を除き、プレゼンテーションの際に来場者へ配布いたします。

<令和5年度募集テーマの事業概要>

事業概要を確認のうえ、テーマに対する事業の条件・内容等を踏まえた事業を提案してください。

テーマ（事業名）	1 狛江ブランド農産物のPR活動
現状と課題	市内の有志農家が GAP（農業生産工程管理）の取組により食の安全を「見える化」することで、消費者の安心の根拠にしようと『狛江 GAP 研究会』を組織している。平成 26 年度から狛江独自の生産工程管理手法によって生産された、狛江ブランド農産物（当時は狛江ブランド野菜）の出荷が始まった。市内での直売やふるさと納税の返礼品等の事業を通じ PR を行ってきたが、多品目少量生産のため日常的に購入できる機会が限られていることや、農業生産工程管理の取組自体なじみ深いものではないため広く認知されているとは言えない状況である。狛江ブランド農産物の認知度の向上を図り、更なるブランド化の確立を目指すことが課題となっている。
テーマに対する事業の条件・内容等	狛江ブランド農産物 PR 活動の企画・調整・運営 例 ・モニター活動 ・収穫体験や料理教室の企画
協働により期待される効果	・狛江ブランド農産物の認知度拡大 ・都市農政への理解促進 ・地産地消 ・シビックプライドの醸成
協働事業者の条件	・狛江の農業の魅力発信に熱意があること ・SNS 等を活用でき、日常的に発信していること ・様々な年代や性別、考え方を持つ市民の意見を聞き、幅広い市民が参加できる事業を行う意識があること
役割分担	(市の役割) 事業の広報・狛江 GAP 研究会との調整 (提案者の役割) PR 事業の企画・調整・運営
担当部署からのメッセージ	安心安全で新鮮な狛江ブランド農産物を多くの方に知ってもらうことを目指し、一緒に狛江ブランド農産物の PR 活動に熱心に取り組んでいただける団体様からのご提案をお待ちしております。
担当部署名	市民生活部 地域活性課 地域振興係



テーマ（事業名）**2 良好的な景観まちづくり**

現状と課題	狛江市内において、道路上のはり紙等（違反屋外広告物）は徐々に件数が減りつつあるが、定期的に発生している。道路上にはり紙があることで、道路上に当該はり紙の飛散等が生じ、良好な景観が損なわれる要因となっている。しかし、市民は簡易除却を行えず、市の職員及び市が委任した者のみ簡易除却することができるが、現時点では、市職員のみで簡易除却を行っており、全てを簡易除却することはできていない。また、市内の屋外広告物の落下、倒壊、飛散のおそれのある屋外広告物を未然に防ぐために、定期的なパトロールが必要である。
テーマに対する事業の条件・内容等	・市内の違反屋外広告物の簡易除却・市内の屋外広告物の落下、倒壊、飛散のおそれのある屋外広告物のパトロール
協働により期待される効果	・市職員だけでなく、市が委任した協働事業者による簡易除却を行うことで、市内の良好な景観を形成していくことができる。 ・落下、倒壊、飛散のおそれのある屋外広告物のパトロールを行う。
協働事業者の条件	・簡易除却を行う際に、2人以上で行える者 ・定期的にパトロールを行える者
役割分担	(市の役割) 予算等の確保、事業の調整・実施、広報、委嘱、研修等 (提案者の役割) 事業の企画・調整・実施、記録、広報等
担当部署からのメッセージ	(提案者の役割) 事業の企画・調整・実施、記録、広報等
担当部署名	都市建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進担当

◇審査の方法

- 提出いただいた書類と公開プレゼンテーションにより、泊江市市民参加と市民協働に関する審議会が審査を行います。
- プレゼンテーションの持ち時間は1事業につき15分です。10分程度で説明を行っていただき、その後の5分程度を審査委員との質疑応答時間とします。
- 提案事業の具体的な内容、特徴、必要性および団体と行政の役割分担等を説明し、提案事業を協働で実施することの有効性等をアピールしてください。
- 口頭での説明とあわせて、ホワイトボードやプロジェクターを利用することも可能です。（政策室で用意します。）パワーポイント等の電子データは事前に政策室まで提出していただきますので、これらの利用を希望される場合は事前にご連絡ください。

◇審査のポイント

各提案事業について、以下の7つのポイントにより審査します。★重点ポイント

評価項目	評価の視点・ポイント	点数
事業について	<p>★公益性</p> <p>提案事業は、地域社会の発展または地域課題の解決に寄与するものであるか。また、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであるか。</p> <p>例えば… 団体の知名度や利益を上げるためだけの事業ではない。</p>	/ 6
	<p>具体性</p> <p>事業内容や実施方法に具体性があり、市と団体の役割分担が明確かつ適切か。</p> <p>例えば… 団体が実施したことがある事業内容を活かしたり、発展したものになるよう努力している。</p>	/ 3
	<p>実現性</p> <p>事業計画は妥当であり、ウィズコロナ、アフターコロナに対応するなど事業に実現性があるか。</p> <p>例えば… 市内の公園にて開催するイベントが、無理のない実施方法となっている。</p>	/ 3
	<p>効率性</p> <p>収支予算は妥当であり、事業に効率性があるか。</p> <p>例えば… チラシの印刷は市役所内の印刷機を利用するようになっている。</p>	/ 3
団体について	<p>★協働性</p> <p>団体と市が協働することによって、さらなる効果が期待できる事業であるか。また、それぞれの強みを活かし、対等な立場で実施できる事業であるか。</p> <p>例えば… 市の役割が、労働力と資金提供のみになっていない。</p>	/ 6
	<p>実施能力</p> <p>提案団体は、提案事業を実施する能力を持つか。</p> <p>例えば… 提案事業の基本となる活動を、団体ですでに行つたことがある。</p>	/ 3
	<p>★発展性</p> <p>事業内容は、現状の団体の活動内容から発展性が見られるか。また、提案事業を実施することにより、団体の活動に発展が期待できるか。</p> <p>例えば… 提案事業を実施した後、この経験を活かした団体のビジョンが描かれている。</p>	/ 6

※4段階評価で、重点ポイントでないものは、それぞれ1/2の点数となります。（合計30点）

- 例) 公益性★：1. 大変寄与する（6点）、2. 寄与する（4点）、
3. あまり寄与しない（2点）、4. 全く寄与しない（0点）

※審査基準点は、合計 30 点の 1/2 となる 15 点×審査委員数以上、かつ重点ポイントについては「寄与する」等 4 点を基準とした 3 項目の合計 12 点×審査委員数以上となります。

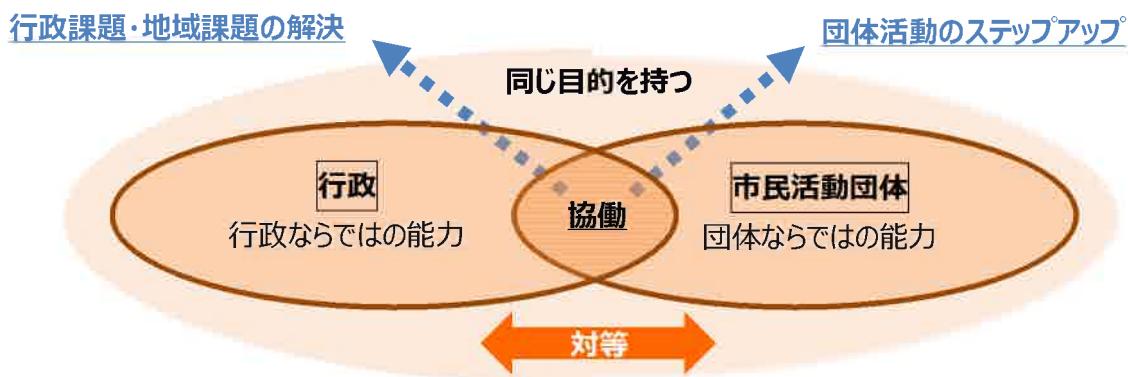
例) 審査委員が 3 人の場合

45 点 (15 点×3 人) 以上、かつ重点ポイント 36 点 (12 点×3 人) 以上

※審査基準点と審査委員による審議により総合的に評価します。

◇提案のポイント 「市民協働の意味を念頭に置く」

行政は、地域の中の社会的課題を解決する役割を持っていますが、行政のみの力だけでは解決できないことがあります。市民協働は、こうした課題に対して、市民活動団体と行政がパートナーとなり、団体の持つ力と行政の持つ力を発揮しあうことで解決を進めるものです。



- POINT !**
- ・お互いの能力をどのように活用して社会的課題の解決を行うのか
 - ・団体の発展へどう繋げていくのか
- ★行政の能力を生かせているのか？ ★市民ボランティアではダメなのか？ ★その他の資金獲得は難しいのか？

◇経費の考え方

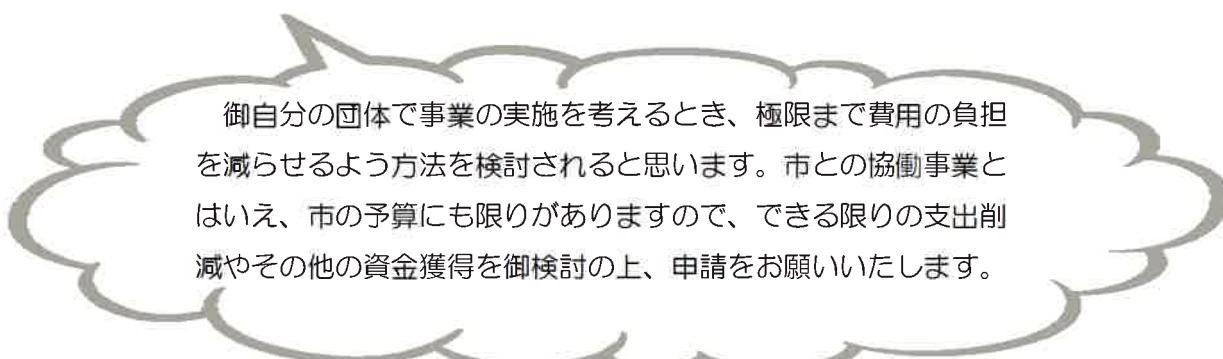
- ・費用のかからない事業でも申請することができます。
- ・費用が必要な場合は、行政の予算にすべてを頼るのではなく、事業の継続性を高めるためにも、受益者からの負担金の徴収や、企業協賛の募集等による資金確保に努めてください。
- ・収支計画書に記載された予算をすべて市で負担できるとは限りません。

《支出経費の区分例》

○旅費交通費	視察および講師招聘等に要する公共交通機関を利用する場合の運賃等
○通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
○謝礼金	講師等の謝礼金 ※ <u>市の報償費基準に準じてください。基準については、事前にお問合せください。</u>
○会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借上料 ※市施設での実施、市所有備品の借上の場合、費用はかからないものとしてください。
○印刷製本費	チラシ等の印刷費、報告書の印刷および製本費 ※役所内での印刷（白黒）が可能な場合は、費用はかからないものとしてください。
○消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
○保険料	ボランティア保険料およびイベント保険料
○運営管理費	事業を運営・実施するために必要な管理費

(対象外の経費)

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員（役員および会員）の食料費
- 団体の構成員の人物費等（給与のほか、報酬・報償等。交通費等の費用弁償は除く）
- 会議の茶菓子代、慰労会費、加入団体への会費など



御自分の団体で事業の実施を考えるとき、極限まで費用の負担を減らせるよう方法を検討されると思います。市との協働事業とはいえ、市の予算にも限りがありますので、できる限りの支出削減やその他の資金獲得を御検討の上、申請をお願いいたします。

◇市総合基本計画施策一覧

前期基本計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）では、市のまちづくりの方向性等を実現するための施策を示しています。課題の把握や提案内容を検討する際に参考にしてください。

※市民提案型市民協働事業については、市民提案型市民協働事業計画書に記載する「市総合基本計画該当施策」の施策番号（例：施策1-①）及び施策名（例：平和の希求・人権の尊重）を以下より選択してください。

市総合基本計画該当施策一覧

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

- 施策1-① 平和の希求・人権の尊重
- 施策1-② 市民参加・市民協働の推進
- 施策1-③ 市政情報の共有

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

- 施策2-① 防災体制の充実
- 施策2-② 防犯対策の強化

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

- 施策3-① 魅力の創出・向上・発信
- 施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進
- 施策3-③ 商工業の振興
- 施策3-④ 都市農業の推進

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

- 施策4-① 地域社会で支える子育て
- 施策4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援
- 施策4-③ 妊娠・出産・育児までのお切れ目がない支援
- 施策4-④ 学校教育の充実

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

- 施策5-① 地域共生社会づくりの推進
- 施策5-② 健康づくりの推進
- 施策5-③ 高齢者への支援
- 施策5-④ 障がい者への支援
- 施策5-⑤ 生活困窮者への支援

↑「施策番号」に該当

↑「施策名」に該当

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

- 施策6-① 地域における学びの充実
- 施策6-② 芸術文化・スポーツの振興
- 施策6-③ 歴史への理解と継承

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

- 施策7-① 水と緑の快適空間づくり
- 施策7-② 都市環境の確保
- 施策7-③ 循環型社会の推進
- 施策7-④ 下水道機能の維持・向上
- 施策7-⑤ 市街地整備の推進
- 施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

まちの姿8 持続可能な自治体経営

- 施策8-① 質の高い行政運営の推進
- 施策8-② 持続可能な財政運営の推進
- 施策8-③ 組織づくり・人材育成の推進

前期基本計画の詳細はこちらから



◇過去の採択事業

市民提案型

1

平成 24 年度実施事業（平成 23 年度提案）

『泊江フレーパーク（仮名）』

定常的な冒険遊び場の設置を目指し、実現の可能性について実践的な調査・研究を行いました。

- 実施団体：泊江にフレーパークをつくる会
- 事業担当部署：子育て支援課／道路公園課 ※実施時の部署名
- 事業内容：条件が異なる市内 5 カ所にて冒険遊び場を開催（近隣への聞き取りや来場者アンケート実施）、常設フレーパークを視察、実施結果を分析

2

平成 28 年度実施事業（平成 27 年度提案）

『食品ロスの問題を困窮者支援と結んで考えていく講演会、フードドライブを通じて市民に広く働きかける協働事業』

泊江市民をはじめ、多くの人に食品ロスの問題と、困窮者支援の活動を周知することを目的に実施しました。

- 実施団体：NPO 法人フードバンク泊江
- 事業担当部署：福祉相談課
- 事業内容：講演会とリレートークの開催、泊江市庁舎で市民からの食品寄贈（フードドライブ）受付の実施

3

平成 31 年度実施事業（平成 30 年度提案）

『一生に一度、アジア初ラグビーワールドカップ 2019 を、プロラグビー選手のルール解説と共にパブリックビューイングで観戦をしよう！！』

多くの人にラグビーの魅力やスポーツの素晴らしさを体感することを目的に、ラグビーワールドカップ 2019 日本代表戦のパブリックビューイングを実施しました。

- 実施団体：泊江市ラグビーフットボール協会
- 事業担当部署：政策室
- 事業内容：パブリックビューイングと選手によるトークショーの開催

行政提案型

1

平成 27 年度実施事業（平成 26 年度提案）

『みんなで「エンディングノート」を考え、作ろう！』

狛江市独自のエンディングノートを作成し、広く活用してもらうことで、「老い支度」や「終活」への関心を高めるとともに、市への愛着の向上を図ることを目的に実施しました。

- 実施団体：NPO 法人狛江共生の家
- 事業担当部署：高齢障がい課
- 事業内容：勉強会の開催、エンディングノートの作成作業、市民向けの活用方法に関する講演会を実施、エンディングノートの配布

2

平成 27 年度実施事業（平成 26 年度提案）

『狛江市終戦 70 周年平和祈念事業』

終戦 70 年を機会として平和祈念事業を実施することによって、狛江市民をはじめ多くの人に、日常における平和の大切さを広く啓発することを目的として実施しました。

- 実施団体：狛江市終戦 70 周年平和祈念事業実行委員会
- 事業担当部署：政策室
- 事業内容：「5月 25 日、みんなで輪をつくろう」写真、「平和の絵手紙」展、「平和のひとこと」作品集、終戦 70 周年平和祈念事業「今、大切にしたいこと」

3

平成 31 年度実施事業（平成 30 年度提案）

『出生届記念品等の作成』

出生という一大イベントの記念となる記念品を作成することに加え、戸籍届出をシティーセールスの機会と捉え、狛江市に一層愛着をもってもらい、ふるさと意識の向上やシビックプライドの醸成を目指し実施しました。

- 実施団体：一般財団法人狛江文化振興事業団「絵手紙発祥の地—狛江」実行委員会
- 事業担当部署：市民課
- 事業内容：出生記念台紙の作成

記入例・ポイント

様式第1号（第5条の2・第6条関係）

令和5年 5月 15日

団体名 NPO法人狛江太郎の会

狛江市市民提案型市民協働事業実施計画書

1 提案事業の目的・必要性

地域社会の発展及び地域社会における課題の解決といった公益性の視点を基に、市との協働事業という趣旨を踏まえて記入してください。

★事業を検討した背景にある課題等について、なぜ解決が必要なのか、どのような状態になることを目指すのか等記入してください。

2 提案の内容

（1）提案事業の内容

提案の目的を達成するために、どのような事業を計画していますか。具体的に記入してください。

★対象とする人や規模等具体的に記載するとイメージしやすくなります。

(2) 市総合基本計画該当施策

提案事業は、どの施策に位置付けられますか。該当するものを記入してください。

施策番号	●一〇	施策名	★令和5年度募集要領P13を確認のうえ記入してください。
------	-----	-----	------------------------------

(3) 協働の体制

提案の中で、市と協働実施するに当たり提案団体と市との役割分担、また協働による効果及び必要性について、記入してください。

協働実施を希望する部署名	●●課
--------------	-----

■ 提案事業における、提案団体と市の役割分担

〈提案団体が行うこと〉

★事業を実施していくうえで提案団体が担う役割を記入してください。

〈市が行うこと〉

★事業を実施していくうえで市に担ってほしい役割を記入してください。

■ 協働実施による効果・必要性

★事業の実施にあたり、市と協働でなければできないことは何か、それぞれが単独で実施する場合と比べ、より効果が得られるのはどのようなことか等記入してください。

3 提案団体について

■ 提案団体の特徴、強み等

★活動実績等を踏まえて提案団体の強み等記入してください。

■ 将来の展望

★事業をどのように継続していくか、事業の成果をどのように生かしていくか等記入してください。

4 提案事業の実施スケジュール

想定する提案事業の実施スケジュールを記入してください。

■実施期間

令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 10日

■スケジュール

時期	内容	時期	内容
4月	企画検討委員会	10月	事業準備
5月	企画検討委員会	11月	地域散策・交流会②
6月	参加者募集	12月	
7月	事業準備	1月	参加者アンケート集計
8月	地域散策・交流会①	2月	
9月	参加者募集	3月	

5 自由記述欄

4までに記載しきれなかったこと、特にアピールしたい点等あれば記入してください。

★事業の提案にあたり、上記に記載したほか特に伝えたいこと等あればこちらに記入してください。

令和5年 5月 15日

狛江市長 様団体名 NPO 法人狛江太郎の会団体所在地 狛江市和泉本町1-1-5代表者名 狛江 太郎連絡責任者名 狛江 花子連絡責任者電話番号・FAX番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇連絡責任者メールアドレス ○○○@city.komae.lg.jp

狛江市市民提案型市民協働事業提案書

狛江市市民提案型市民協働事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり提案します。

記

事業名 狛江の地域散策・交流事業

添付書類

- (1) 狛江市市民提案型市民協働事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 狛江市市民提案型市民協働事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 定款又は会則等
- (4) 前年度事業報告書及び収支決算書（前年度の活動実績がある場合に限る。）
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

泊江市市民提案型市民協働事業収支計画書

事業総額（見込み） 200,000円

(収入)

区分	見積額（単位：円）	積算根拠（単価、数量等）
市負担金	100,000	
協賛金	100,000	
合計	200,000	

(支出)

区分	見積額（単位：円）	積算根拠（単価、数量等）
印刷費	50,000	チラシ〇部×@〇円（カラー印刷）
消耗品費	50,000	〇円（交流に必要な物品の購入）
保険料	100,000	児童〇人×@〇円、地域住民〇人×@〇円
合計	200,000	

《支出経費の区分例》

○旅費交通費	
○通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
○謝礼金	講師等の謝礼金
○会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借上料
○印刷製本費	チラシ等の印刷費、報告書の印刷および製本費
○消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
○保険料	ボランティア保険料、イベント保険料
○人件費	事業を実施するために必要な人員の人件費
○運営管理費	事業を運営・実施するために必要な管理費
○その他	

(対象外の経費)

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員（役員および会員）の食料費
- 団体の構成員の人件費等

（給与のほか、報酬・報償等。交通費等の費用弁償は除く）

- 会議の茶菓子代、慰労会費、加入団体への会費など

◇狛江市市民活動支援センターの活用



こまえくぼ 1234 (狛江市市民活動支援センター)

市民協働事業提案制度の申請内容についての相談も随時受け付けています。団体の活動の一助となる場所ですので、是非御活用ください。

『こまえくぼ 1234』は、市民の皆さん的生活をより良くするために、市民活動へ取組みたいと考えている個人や団体の方を支援しており、団体運営に関する相談や相談会、団体向け講座等を実施しています。ぜひお気軽にこまえくぼ 1234にお問い合わせください。

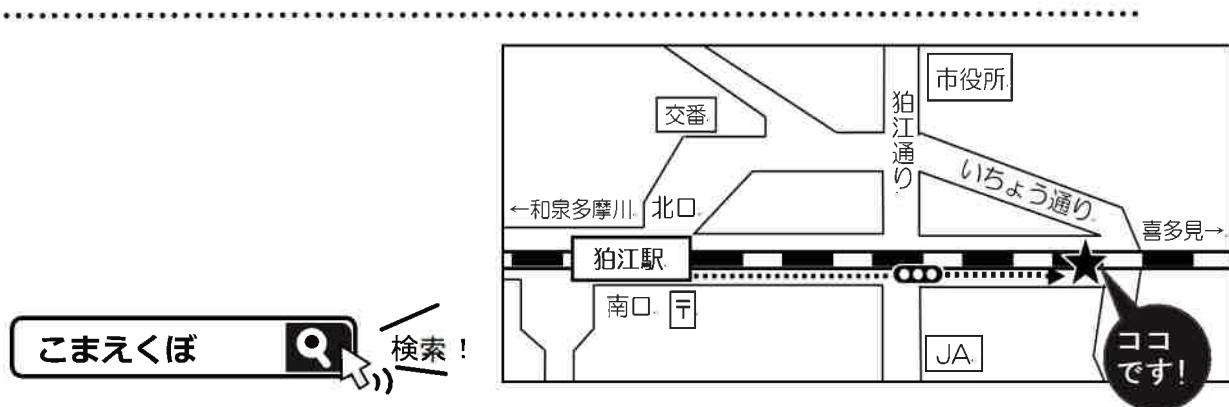
例えば
こんなご相談！

- ・音楽演奏をしてくれる団体を探している。
- ・狛江市の後援をとりたいが、どうしたらいいか。
- ・フリースペースでイベントを実施したい。
- ・運営が思うようにいかない。助成金を探している。
- ・提案制度の申請内容について、検討が行き詰っている。

○センターの利用について

開館時間 10:00～17:00 (火曜日定休日、祝日および12/29～1/3はお休み)

- ・フリースペース（待ち合わせやちょっとしたミーティング、作業などに自由に使えます。こまえくぼ 1234と共に借りたり、イベントを実施することもできます。）
- ・公衆無線 LAN (Wi-Fi)、パソコン、コピー機
- ・情報コーナー（狛江市を中心に、ボランティアや市民活動に関する情報誌やイベント、助成金などの情報を揃えています。）
- ・その他、講座や研修、団体交流サロンなど、様々な事業を行っています。



- 小田急線狛江駅南口より徒歩5分小田急線沿い高架下（緑の旗が目印です）
- 〒201-0003 狛江市和泉本町 1-2-34
- TEL 03-5761-5556 ●FAX 03-5761-5033 ●メール info@vc.komae.org